



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第6条3 （8）その他教育センターの目的達成に必要なこと。</li></ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="325 232 1503 412">・教育基本法第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。</li> <li data-bbox="325 479 989 560">・茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第6条3 (3) 教育に関する講座及び講演に関すること。</li></ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第6条3 （1）教育の研究に関すること。</li></ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第6条3<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 教育の研究に関する事。</li><li>(4) 研究の成果の発表及び刊行に関する事。</li><li>(8) その他教育センターの目的達成に必要な事。</li></ul></li></ul>





法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第6条3 （1）教育の研究に関すること。</li></ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第6条3 （4）研究の成果の発表及び刊行に関すること。</li></ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則 (補助金等の交付の対象)</p> <p>第3条 市長は、公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内においてその施行に必要な経費の全部又は一部について補助金等を交付することができる。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育公務員特例法第二十三条        公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。</li>   <li>・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十五条        県費負担教職員の研修は、地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。        2 市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。</li>   <li>・茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第6条3        （2）教育関係職員の研修に関すること。</li> </ul>





法的 実施根拠	あり
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育公務員特例法第二十二條 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。</li> <li>2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。</li> <li>3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。</li>   <li>・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十五條 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第三十九條第二項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。</li> <li>2 市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。</li>   <li>・茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第6條3 (2) 教育関係職員の研修に関すること。</li> </ul>



法的 実施根拠	あり
<p data-bbox="164 1115 284 1182">根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="323 235 1214 315"> <p>・教育公務員特例法第二十二條 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。</p> </li> <li data-bbox="323 383 1501 611"> <p>・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十五條 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第三十九條第二項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。</p> <p>2 市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。</p> </li> <li data-bbox="323 678 991 759"> <p>・茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第6條3 (2) 教育関係職員の研修に関すること。</p> </li> </ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第6条3<ul style="list-style-type: none"><li>(4) 研究の成果の発表及び刊行に関する事。</li><li>(5) 教育に関する図書及び資料の収集に関する事。</li></ul></li></ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第6条3 （8）その他教育センターの目的達成に関すること。</li></ul>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」 令和元年10月25日 文部科学省</li> <li>3 教育委員会の取組の充実       <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 教育支援センターの整備充実及び活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 教育支援センターを中核とした体制整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針（試案）」（別添4）を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。（抜粋）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・（別添4）教育支援センター整備指針（試案）       <ul style="list-style-type: none"> <li>1 趣旨           <p>教育委員会は、教育支援センター（以下「センター」という。）の整備に当たって、この指針の定めるところに留意し、不登校児童生徒に対する適切な支援を行わなければならない。</p> </li> <li>2 設置の目的           <p>センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。以下同じ。）を行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。</p> </li> </ul> </li> <li>・茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第6条3       <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 適応指導及び相談指導に関すること。</li> </ul> </li> <li>・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」 令和5年3月31日 文部科学省       <ul style="list-style-type: none"> <li>1 不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 教育支援センターの支援機能等の強化               <p>教育支援センターには、不登校児童生徒本人への支援に留まらず、その保護者が必要とする相談場所や保護者の会等の情報提供や、域内の様々な学びの場や居場所につながるができるようにするための支援等を行うことが期待されること。</p> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第6条3 （7）適応指導及び相談指導に関すること。</li></ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第6条3 （6）青少年相談に関すること。</li></ul>